

## 文化経済戦略推進事業委託実施要項

文化庁次長決定  
令和元年8月2日

### 1. 趣 旨

文化や芸術への経済活動を通じた投資から創出された価値が文化や芸術に再投資される「文化と経済の好循環」の実現に向け、文産官の議論の場から生まれた、特に文化・芸術の社会的・経済的価値を増大させる可能性が高いテーマを選定し、先行的に実証実験を行い、本格実施に向けた課題把握や効果検証等を行う。

### 2. 委託業務の内容

- (1) 本事業に関する事務局等業務
- (2) 本事業の実施に関する業務
- (3) 本事業の成果及び効果の定量的・定性的分析に関する業務
- (4) その他上記(1)から(3)の業務に付随する必要な業務

### 3. 業務の委託先

委託先は、次の(1)又は(2)の要件のいずれかを満たす我が国の団体(以下、「実施団体」という。)とする。

- (1) 法人格を有する団体
- (2) 法人格を有しないが、以下の要件を全て満たしている団体
  - ア 定款、寄附行為に類する規約等を有すること
  - イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
  - ウ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
  - エ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

### 4. 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から業務が完了した日又は委託を受けた日の属する年度の最終日のいずれか早い日までとする。

### 5. 委託手続

- (1) 実施団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、実施団体に対し業務を委託する。
- (3) 文化庁は、本業務の実施のために必要な条件を付することができる。

## 6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（賃金・諸謝金・旅費・借損料・消耗品費・会議費・通信運搬費・雑役務費・保険料・消費税相当額・再委託費・一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、実施団体が本契約の定めに違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部の返還を命じることができる。
- (3) 委託費の支払は、原則として精算払いとする。但し、文化庁が必要と認めた場合に限り、委託費の全部又は一部を概算払いすることができる。

## 7. 業務完了の報告

実施団体は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から30日を経過した日、又は当該事業年度末日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

## 8. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、実施団体へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

## 9. その他

- (1) 文化庁は、実施団体における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、実施団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 実施団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。